

少量排出事業者団体加入割引料金の導入について

平成19年10月1日から病院・診療所、ガソリンスタンド等の少量排出事業者がまとめて加入した場合は、B料金の基本料を不要とする従量制の料金体系（少量排出事業者団体加入割引料金）を導入します。

B料金の団体加入割引の料金体系（平成19年10月1日から実施）

加入料（1加入者当たり）：3,150円

使用料（登録情報1件につき）：63円 年間の基本料2,100円が不要

使用料の例：年間10件登録した場合の使用料は 63円×10円=630円

本団体加入割引は、以下のすべての条件を満たす必要があります。

排出事業者の加入者数が30加入以上であること。

利用代表者を指定すること。

利用代表者は、支払代行者として必要な手続きを取り、団体加入した個々の加入者の利用料金を支払うこと。

（支払代行者：JWNET加入者の利用料金を代行して支払う者）

情報処理センターからの運営上のお知らせは、原則として、利用代表者に連絡するものとして、当該利用代表者が団体加入した個々の加入者に伝達すること。

本団体加入に関する手続き等の詳細については、8月下旬頃ご案内いたします。

お問合せ先：(財)日本産業廃棄物処理振興センター

情報処理センター 管理部

TEL:03-3668-6513

FAX:03-3668-7323